

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号） 抜粋

（定義）

第二条 この法律において「住宅地区改良事業」とは、この法律で定めるところに従って行なわれる改良地区の整備及び改良住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

～略～

- 4 この法律において「**不良住宅**」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう。
- 5 不良住宅の判定の基準に関し必要な事項は、**政令で定める**。

～略～

住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号） 抜粋

（不良住宅の判定の基準）

第一条 住宅地区改良法（以下「法」という。）第二条第5項の規定による不良住宅の判定は、住宅の構造又は設備のうち次の各号に掲げるものについて測定する不良度による。

- 一 構造にあつては、基礎、土台、壁、柱、床、はり、屋根、廊下、階段、天井及び開口部
- 二 設備にあつては、電気設備、給水設備及び排水設備並びに台所及び便所

- 2 前項の規定による不良度の測定方法及び不良住宅であると判定するため必要な不良度の程度については、**国土交通省令で定める**。

住宅地区改良法施行規則（昭和三十五年建設省令第十号） 抜粋

（住宅の不良度の測定方法等）

第一条 住宅地区改良法施行令（以下「令」という。）第一条第1項に規定する不良度は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表（ろ）欄に掲げる各評定項目につき当該別表（は）欄に掲げる評定内容に応ずる当該別表（に）欄に定める評点を当該別表（い）欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの当該別表（ほ）欄に掲げる最高評点をこえるときは、その最高評点）を合算することによって測定する。

一 **住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。） 別表第一**

二 鉄筋コンクリート造の住宅 別表第二

三 コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅 別表第三

2 令第一条第二項に規定する不良住宅と判定するため必要な不良度の程度は、前項の規定により合算した評点が百以上であることとする。